

平成 27 年 11 月 20 日
九州電力株式会社

玄海原子力発電所 2 ～ 4 号機運転差止訴訟第 14 回口頭弁論及び
玄海原子力発電所 3 号機再稼働差止仮処分第 18 回審尋について

当社は、本日、佐賀地方裁判所において、以下のとおり訴訟対応を行っております。

今後とも、訴訟において、当社の主張を十分に尽くし、原子力発電の安全性等についてご理解いただけるよう、引き続き努力してまいります。

記

1 玄海原子力発電所 2 ～ 4 号機運転差止訴訟：第14回口頭弁論

本件は、玄海原子力発電所 1 ～ 4 号機 の運転の差止を求めて、第 1 次（平成23年12月27日及び平成24年 1 月18日）から第 2 次（平成27年10月30日）にわたり提訴されたものです。

当社は、原告が主張するような、重大な事故の具体的危険性はないため、原告の請求の棄却を求めております。

また、今回、当社は書面を提出し、配管の安全性は確保されており、また、万が一配管に異常が生じても、原子力発電所の安全性は十分確保されていることについて改めて主張しました。

差止請求の対象のうち、1号機については、平成27年5月14日原告により取り下げ。

2 玄海原子力発電所 3 号機再稼働差止仮処分：第18回審尋

玄海原子力発電所 2、3号機 の再稼働の差止を求めて、平成23年 7 月 7 日に仮処分申立がなされたものです。

当社は、債権者が主張するような、重大な事故の具体的危険性はないため、債権者の申立の却下を求めております。

差止請求の対象のうち、2号機については、平成27年5月14日債権者により取り下げ。

以 上